

令和6年度 市民文化活動支援事業

募集要領

1. 事業の目的

市民のみなさんの自主的かつ創造的な、音楽、演劇、美術など様々な芸術文化活動に対して助成支援し、創造性豊かな人材の育成を図るとともに、山口市独自の文化の創造・発信を目的とします。

2. 対象事業者

山口市を活動の本拠地とする民間団体及び個人

3. 対象事業の実施期間

令和6年6月1日(土)～令和7年2月28日(金)

4. 対象事業内容

自主的かつ創造的な芸術文化活動で、広く一般に開かれた内容のものであり、山口市内で行われる事業

※次に掲げる事業は原則として対象外です。

- ① 営利目的と認められる事業
- ② 宗教的、政治的宣伝意図を持つと認められる事業
- ③ 教室等が行う稽古、発表会に類する事業
- ④ 学校等に所属する部活・サークルが行う事業
- ⑤ 山口市から補助金が交付される事業
(山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金制度(障がい福祉課)は除く)
- ⑥ 営利団体が行う事業
- ⑦ 過去3年間に於いて連続して同じ内容で当助成金を受領している団体又は個人が行う事業

5. 助成額

対象経費の2分の1以内の額(上限30万円)

※入場料等の収入がある場合は、必要経費からその収入を控除した額を助成対象経費とします。また、次に掲げる経費は対象外経費となりますので、予算書には計上できません。

団体等の恒常的な人件費や運営費／設備・備品等の取得費や整備費／交際費・接待費・懇親会費／食糧費(お弁当や会議で提供するお茶代も不可)／手土産代／ガソリン代／タクシー代／振込手数料 等

6. 募集締切

令和6年3月31日(日)(当日消印有効)

※提出書類を財団事務局に郵送または持参ください。

(火曜日及び2月28日～3月7日休館)

※必要に応じて、申請内容についてヒアリングを行います。

7. 提出書類

申請にあたっては以下の書類を提出してください。

- ①市民文化活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)
- ②事業収支予算書(第2号様式)
- ③団体又は個人概要書(第3号様式)
- ④その他事業概要がわかる参考資料

※①～③の書類は山口情報芸術センター、山口市民会館、中原中也記念館、山口市役所各総合支所受付、市内各地域交流センターに設置のほか、財団ウェブサイト(<https://www.ycfcp.or.jp/about.php>)からダウンロード可能です。

※障がい者等の参加を促す取組について、一層支援します。下記のような具体的な取組があれば、その内容がわかるものを参考資料としてご提出ください。

字幕表示／副音声ガイド／手話通訳／音声補聴／親子室など別室での鑑賞／点字や拡大文字などによる資料提供／舞台事前説明会／台本の事前貸出 等

8. 助成金交付までの流れ

項目	内容	時期
①助成事業の公募	助成事業について公募します。	
②申請書の提出	助成を希望する団体・個人は、所定の提出書類を財団事務局へ郵送または持参ください。	令和6年3月31日(日) 締切(当日消印有効)
③審査委員会の実施	審査委員会を開催し、助成金の交付対象となる事業を決定、交付額を内定します(審査にあたっては、障がい者等の参加を促す取組に対して加点)。	令和6年4月下旬(予定)
④審査結果の通知	採択、不採択に関わらず、全申請者に郵送にて通知します。	令和6年5月中旬(予定)
⑤事業の実施		
⑥事業報告書の提出	報告書をご提出いただきます。詳細は別途お伝えします。	
⑦交付額決定の通知 助成金の交付	報告書の内容を審査のうえ、決定した交付額を郵送にて通知し、助成金を交付します。	実績報告書受領から おおよそ1か月以内

9. その他の留意事項等

(1) 名称の明記

採択された個人および団体は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム等に「公益財団法人山口市文化振興財団助成事業」である旨を記載していただきます。

(2) 事業計画の変更

事業計画の内容に変更が生じた場合は、財団事務局に速やかに報告してください。

(3) 事業報告書の提出期限

事業終了後から1か月以内、または令和7年2月28日(金)のいずれか早い方が、事業報告書の提出期限となります。

※上記項目を遵守できなかった場合、助成金が減額または不交付となることがあります。

10. 問い合わせ先

公益財団法人山口市文化振興財団 事務局総務担当
〒753-0075 山口市巾園町7-7 山口情報芸術センター内
TEL:083-901-2222

(10時～20時※火曜日及び2月28日～3月7日休館)